

「働き方改革」の労務管理を正しく理解するために

「働き方改革」の基礎知識

働き方改革により、平成31年4月から「年5日の年次有給休暇」が義務付けられました。
また、中小企業では、令和2年4月1日以降適用分から、新しい様式の「時間外労働及び休日労働に関する協定届（36協定届）」の届け出が必要になります。
「同一労働同一賃金」（「雇用形態に関らない公正な待遇の確保」）については、事前に賃金や福利厚生等について見直しが必要です。そこで、これらの内容を学び、「働き方改革」に備えましょう。担当者必聴です！

講座内容

講師：特定社会保険労務士 小柴 繁徳 氏

I 新しい「36協定届」と「特別条項」について

1. 「法定」と「所定」の違い ～労働時間・休日～ 2. “時間外労働の上限規制”について
3. 「36協定届」の作成とポイント
4. 「36協定届（特別条項）」の作成とポイント

III 「同一労働同一賃金」について

～社員とパート・有期雇用労働者の待遇の見直し～

1. 「均等待遇」と「均衡待遇」
2. 同一労働同一賃金ガイドラインの解説と検討
3. 労働者に対する、待遇に関する説明義務の強化
4. 賃金及び待遇等の見直しのポイント

II 年5日の年次有給休暇の取得について

1. 年次有給休暇の付与と日数
2. 年5日の時季指定の義務
3. 時季指定の方法
4. 就業規則への記載について
5. 年次有給休暇の基準日の統一について
6. 年次有給休暇取得日の賃金について
7. その他 事項



実施要項

日時 令和2年2月14日(金)13:30～16:00

場所 アピオスペース 2階研修室(会津若松市インター西90 TEL0242-37-2801)

受講料 ◆ 経理研究部会会員 無 料
◆ 法人会会員 2,000円
◆ 一般 5,000円

定員30名
～お早目にお申し込みください～

2/14「働き方改革」の基礎知識講座申込書

会社名			業種	
TEL		FAX		
お名前		お名前		
質問事項がありましたらお寄せください				